○文部科学省令第十七号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日　　文部科学大臣　永岡　桂子

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十五年文部科学省令第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

本文中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百六十二条第十一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百六十六条第十一項」に改める。

様式を次のように改める。

様式

表

第　　号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第166条第11項の規定による

立　入　検　査　証

職名

氏名

写

真

押出スタンプ

年　月　日生

年　月　日公布

年　月　日まで有効

文部科学大臣　　印

裏

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（抜すい）

第166条

3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第８条第１項、第９条第１項、第10条第１項及び第３項、第11条第１項、第12条第１項、第13条第１項及び第３項、第14条第１項、第19条第１項及び第４項、第20条第１項、第21条第１項、第22条第１項及び第３項、第23条第１項、第24条第１項、第25条第１項及び第３項、第26条第１項、第32条第１項、第33条第１項、第34条第１項及び第３項、第35条第１項、第36条第１項、第37条第１項及び第３項、第38条第１項、第43条第１項及び第３項、第44条第１項、第45条第１項、第46条第１項及び第３項、第47条第１項並びに第54条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第50条第１項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

11　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

12　第１項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第171条　第３章第１節（第５条第１項を除く。）及び第４節並びに第166条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2　第５条第１項における主務大臣は、エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標に係る部分については経済産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

第175条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第16条第１項（第52条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第28条第１項（第52条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第40条第１項（第52条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第53条、第107第１項（第140条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第１項（第123条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第119条第１項（第123条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第124条、第131条第１項（第140条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第136条第１項（第140条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第141条、第145条第１項若しくは第166条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項まで規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ７とする。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。